

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一項を改正する省令新旧対照条文

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年七月二十四日農林省令第三十六号）（傍線の部分は改正部分）

		改 正 後		改 正 前
第一章 総則 (略)	第二章 特定飼料等の検定 (略)	第一章 総則 (略)	第二章 特定飼料等の検定 (略)	第一章 総則 (略)
第三章 特定飼料等製造業者の登録等	(特定飼料等の種類)	第三章 特定飼料等製造業者の登録等	(特定飼料等の種類)	第三章 特定飼料等製造業者の登録等
第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。	一〇十 (略)	第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。	一一〇 (略)	第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。
十一〇十九 (略)	第十三〇三十条 (略)	十一〇二〇 (略)	十一〇デストマイシン A	十一〇二〇 (略)
(特定飼料等製造業者の登録の申請等)	第四〇八章 (略)	(特定飼料等製造業者の登録の申請等)	(特定飼料等製造業者の登録の申請等)	第四〇八章 (略)
第九章 雑則	別表第一 (第十四条関係)	第九章 雑則	別表第一 (第十四条関係)	第九章 雑則
特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	特定飼料等の種類
亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナト	(略)	亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナト	(略)	亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナト
	技術上の基準		技術上の基準	技術上の基準

リウム、セデカマイシン、
センデュラマイシンナト
リウム、ナラシン、ノシ
ヘプタイド、バージニア
マイシン、ビコザマイシ
ン、フラボフオスフオリ
ポール、モネンシンナト
リウム、ラサロシドナト
リウム、硫酸コリスチン、
リン酸タイロシン

別表第一（第十五条関係）

特定飼料等の種類 (略)	特定飼料等検査設備 (略)	技術上の基準 (略)
亜鉛バシトラシン、アビ ラマイシン、アルキルト リメチルアンモニウムカ ルシウムオキシテトラサ イクリン、エフロトマイ シン、エンラマイシン、 クロルテトラサイクリ ン、サリノマイシンナト リウム、セデカマイシン、 マイシン、ビコザマイシ ン、フラボフオスフオリ ポール、モネンシンナト	亜鉛バシトラシン、アビ ラマイシン、アルキルト リメチルアンモニウムカ ルシウムオキシテトラサ イクリン、エフロトマイ シン、エンラマイシン、 クロルテトラサイクリ ン、サリノマイシンナト リウム、セデカマイシン、 センデュラマイシンナト リウム、デストマイシ ン、ナラシン、ノシヘブ A、ナラシン、ノシヘブ タイド、バージニアマイ シン、ビコザマイシン、 フラボフオスフオリボ	リウム、セデカマイシン、 センデュラマイシンナト リウム、デストマイシ ン、ナラシン、ノシヘブ タイド、バージニアマイ シン、ビコザマイシン、 リウム、ラサロシドナト リウム、硫酸コリスチン、 リン酸タイロシン

リウム、セデカマイシン、
センデュラマイシンナト
リウム、デストマイシ
ン、ナラシン、ノシヘブ
A、ナラシン、ノシヘブ
タイド、バージニアマイ
シン、ビコザマイシン、
リウム、ラサロシドナトリウ
ム、硫酸コリスチン、リ
ン酸タイロシン

別表第二（第十五条関係）

特定飼料等の種類 (略)	特定飼料等検査設備 (略)	技術上の基準 (略)
亜鉛バシトラシン、アビ ラマイシン、アルキルト リメチルアンモニウムカ ルシウムオキシテトラサ イクリン、エフロトマイ シン、エンラマイシン、 クロルテトラサイクリ ン、サリノマイシンナト リウム、セデカマイシン、 センデュラマイシンナト リウム、デストマイシ ン、ナラシン、ノシヘブ A、ナラシン、ノシヘブ タイド、バージニアマイ シン、ビコザマイシン、 フラボフオスフオリボ	リウム、セデカマイシン、 センデュラマイシンナト リウム、デストマイシ ン、ナラシン、ノシヘブ タイド、バージニアマイ シン、ビコザマイシン、 リウム、ラサロシドナト リウム、硫酸コリスチン、 リン酸タイロシン	リウム、セデカマイシン、 センデュラマイシンナト リウム、デストマイシ ン、ナラシン、ノシヘブ タイド、バージニアマイ シン、ビコザマイシン、 リウム、ラサロシドナトリウ ム、硫酸コリスチン、リ ン酸タイロシン

リウム、ラサロシドナト
リウム、硫酸コリスチン、リ
ン酸タイロシン

別表第三（第十六条関係）

特定飼料等の種類	製造管理及び品質管理の方法並びに検査に関する組織	基準
亜鉛バシトラシン、アビ ラマイシン、アルキルト リメチルアンモニウムカ ルシウムオキシテトラサ イクリン、エフロトマイ シン、エンラマイシン、 クロルテトラサイクリ ン、サリノマイシンナト リウム、セデカマイシン、 センデュラマイシンナト リウム、ナラシン、ノシ ヘプタイド、バージニア マイシン、ビコザマイシン ン、フラボフオスフオリ ポール、モネンシンナト リウム、ラサロシドナト リン酸タイロシン	(略)	(略)
	(略)	(略)

ル、モネンシンナトリウ
ム、ラサロシドナトリウ
ム、硫酸コリスチン、リ
ン酸タイロシン

別表第二（第十六条関係）

特定飼料等の種類	製造管理及び品質管理の方法並びに検査に関する組織	基準
亜鉛バシトラシン、アビ ラマイシン、アルキルト リメチルアンモニウムカ ルシウムオキシテトラサ イクリン、エフロトマイ シン、エンラマイシン、 クロルテトラサイクリ ン、サリノマイシンナト リウム、セデカマイシン、 センデュラマイシンナト リウム、デストマイシン A、ナラシン、ノシヘプ タイド、バージニアマイ シン、ビコザマイシン、 フラボフオスフオリポー ル、モネンシンナトリウ ム、ラサロシドナトリウ ム、硫酸コリスチン、リ ン酸タイロシン	(略)	(略)
	(略)	(略)

別表第四（六）
(略)

別表第四（六）
(略)